

令和6年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

知事公室

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約（単価契約を除く）は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
広報課	県政広報誌企画編集業務委託	広報誌「滋賀プラスワン」の企画編集業務	令和7年2月21日～令和8年3月31日	株式会社WAVE	10,340,000	県政情報を分かりやすく、かつ興味を持ってもらえるように県民に伝える必要があり、非常に高い企画力やデザイン力が必要となる。また、年間通して発行するための十分な人員配置や適正な編集計画を含めて、企画提案により判断する必要があるため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 ※債務負担行為を含む契約	2	4
広報課	県デジタル広報誌の企画編集およびウェブサイト運用保守等業務委託	デジタル広報誌の企画編集およびウェブサイト運用保守等業務	令和7年3月24日～令和8年3月31日	株式会社しがトコ	29,364,500	専門的な知識・技術・企画力・ノウハウ等が要求される業務であり、価格だけでなく、提案内容を総合的に判断する必要があるため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 ※債務負担行為を含む契約	2	4
広報課	令和7年度県政広報手話テレビ番組制作業務委託	令和7年度県政広報手話テレビ番組制作業務	令和7年3月28日～令和8年3月31日	びわ湖放送株式会社	5,830,000	手話テレビ番組を制作するものであり、聴覚障害の特性に配慮した番組制作や県政への理解や関心を深めるための工夫が必要であり、企画力や制作力に重点をおいて業者を選定するため、低廉性から判断する競争入札には適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 ※債務負担行為を含む契約	2	4